

大東市長 東坂 浩一 様

大東市三箇自治会
区 長 三ツ川 勇

区長印

要 望 書

貴職におかれましては、市政運営に全力を尽くされておられますことに深く敬意を表します。

さて、本地区では、「三箇に住んで良かった」と思われる街づくりをめざし日々活動を行っております。

このたび地区住民の切なる要望を取りまとめて提出いたします。要望の中には、過去からの懸案事項も含まれておりますので、よろしくお願ひします。

記

[1] 全般事項

1. 街づくり部

(1)三箇1丁目地内中戸水路整備事業の早期施行

残区間について早期に事業着手されたい。

(2)三箇5丁目水路(市道住道四の宮線沿い)の遊歩道化事業の早期施行

早期に事業着手されたい。

(3)三箇1丁目地内旧水路(市道江ノ口大箇線沿い旧水路)の修景事業の早期施行

三箇1丁目10番7号先から14番7号先までの間の旧水路敷について早期に事業着手されたい。

(4)道路表示の点検整備

横断歩道、車輛停止線その他道路表示の点検を行い、新規表示又は再表示の工事を施行されたい。

(5)三箇4丁目、三箇5丁目地内水路の浚渫清掃

三箇土地区画整理区域内水路の浚渫清掃を年1回定期(4月)に実施されたい。

2. 福祉・子ども部

(1)民生委員の増員

平成26年10月1日付で、三箇4丁目担当の民生委員の増員が図られるまでの暫定措置として、三箇5丁目担当の民生委員の担当区域を「三箇5丁目全域及び三箇4丁目1番～16番」に変更されたところであるが、早期に三箇4丁目を担当する専任の民生委員を配置されたい。

(2)民生委員の活動区域の変更

三箇地区の民生委員の活動区域は、中学校区を区域とする「大東市民生委員協議会深野地区委員会」と「大東市民生委員協議会谷川地区委員会」に大きく二分されており、その活動は、それぞれの地区委員会の活動方針に沿って行われている。同一地域でありながら、民生委員の活動区域が異なっていることによって、地域の一体性が損なわれ、地域福祉を推進していく上での阻害要因になっていることから、小学校区を単位とする活動区域に改められたい。

(3)コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

コミュニティソーシャルワーカーの配置については、「大東市コミュニティソーシャルワーカー（いきいき相談支援員）推進事業実施要綱」において、「中学校区を標準とする地域の実情に応じた担当区域において、CSWを配置する施設を指定する。」とし、現に、8つの中学校区ごとに指定されている。

三箇地区においては、中学校区が大きく2つに分かれている現状から、中学校区を標準とした地域で地域福祉を推進することは非常に困難であるため、小学校区を単位とする地域でCSWを指定されるよう改められたい。

3. 危機管理室

(1)初期消火器具格納箱の適正配置

- ① 大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。
- ② 平成10年度の事業開始から17年が経過し、器具の老朽化、劣化対策が課題となりつつあるため、設置者たる大東市の責において計画的に器具の更新を図られたい。

(2)初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

大東市初期消火器具格納箱設置事業について、「初期消火器具格納箱設置決定通知書2設置の条件②」において、「初期消火器具格納箱設置については、当初限りとし、器具等の破損、老朽化により取り替え等に伴う費用負担は全て、管理責任者によって負担するものとする。」とあるが、この事業は、その事業目的にあるように、「消防隊到着までの間、地域住民による効果的な初期消火活動により、火災被害の軽減を図る。」ことを目的とした消防機関の消火活動を補完する事業であり、大東市の実施計画に搭載された大東市の施行事業（設置助成事業ではない。）であり、設置設備は大東市に帰属する資産である。

このため、修繕、取り替え等は、当然、大東市の責において行われるべきものであることを認識されたい。

(3)避難誘導標識の適正配置

1地区1基の配置計画になっているが、規模の大きい地区にあっては複数の指定避難所が存在し、住民の生活エリアも異なっているため、適正な配置計画になっていない。

設置計画の策定段階で地域の意見を聴取するとともに、消防防災計画の観点から配置計画を定め施行されたい。

4. 市民生活部

(1)全世代地域市民会議について

平成27年3月18日付で、大東市全世代地域市民会議基本方針が決定され、大東市による中学校区を単位とする街づくり計画がスタートしました。これによると、三箇地区は中学校区が「深野中学校区」と「谷川中学校区」に分かれているため、約2,000世帯、7,000人の地区が、1,000世帯、3,500人の2つに大きく分断されて、今後、大東市が街づくりを進めることになり、三箇地区は、行政の手で、2色の街づくりを強制されることとなります。これは、コミュニティづくりではなく、市によるコミュニティの分断、破壊であり、地域の歴史的発展過程、生活圏、地域からの申し入れ等を再度検討され、小学校区単位に区域を変更し、地域に根差したコミュニティづくりを推進されたい。

(2)自治会ホームページのリンク掲載

コミュニティ活動の活性化と大東ブランド力の向上に繋がる自治会ホームページを大東市公式ホームページにリンク掲載されたい。

(3)防犯カメラの設置

安全な市民生活を確保するため、市の事業として全ての通学路に防犯カメラを設置し、管理されたい。

(4)LED防犯灯設置等補助金交付基準の改正

防犯灯設置等補助金交付の1年度当たりの補助台数は、自治会の規模にかかわらず、一律3台を限度とされているが、面積、世帯数に応じた基準に改められ、防犯灯LED化取替残事業の早期完了及び防犯灯の増設を促進されたい。

(5)防犯灯LED化取替補助事業について

平成27年度から施行される防犯灯LED化取替事業の施行に当たっては、管理下にある防犯灯の台数を基礎として実施されるとともに、早期に全ての防犯灯のLED化を完了されたい。

(6)空地の適正管理

空地の適正管理を指導されたい。

(7)三箇墓地

墓地管理委員会が墓地の適正な管理をはかるため測量を行うについて、費用の負担をされたい。

(8)自治区提案事業の延長及び補助金交付回数制限の撤廃

平成28年度で自治区提案事業を廃止されることになっているが、自治区の自発的な事業の推進により、更なる地域の活性化が見込めるため、制度の廃止を再考されたい。

5. 保健医療部

三箇高齢者交流センターの経費について、今年度関西電力の料金改定等により予算に不足が生じた場合は、速やかに補填されたい。

6. 学校教育部

通学路の点検と再検討を行われたい。

7. 生涯学習部

(1)子ども安全見守り隊防寒服の支給

平成26年度において、子ども安全見守り隊の防寒服を支給されたところであるが、数量に限りがあり、全隊員に配付できなかったため、平成27年度において不足分を支給されたい。

三箇1丁目要望事項・北地区

1. 三箇1丁目中戸水路整備工事の残区間について、今年度は1丁目14番17先まで施行されるが、引きつづき南への延伸をはかるとともにその計画を提示されたい。あわせて、その整備区間に防犯灯の新設をされたい。
2. 中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の適切な管理をされたい。
特に、満水状態のときの止水版の両側から漏水が激しい。
3. 中戸水路の土砂が堆積している箇所ので浚渫の実施。特に水門扉から市道江ノ口大箇線まで延長約100mと、正覚寺から西方向への水路延長約150mの区間。
4. 1丁目14番17先の道路の溝蓋が腐食しているため取替えされたい。
延長約7m区間

三箇 1 丁目要望事項・南地区

1. 尼の川の浚渫・藻の除去を年 1 回実施されたい。
2. 市道住道四の宮線特に会所橋から北へ延長約 100m 区間について舗装を改良されたい。
3. 三箇 1 丁目第 2 幹線広場階段の改良
 - (1)市道住道四の宮線から第 2 幹線広場に通じる階段が老朽化しているため、腐食箇所の修復及び全体の塗装改良を行われたい。
 - (2)藤棚の再整備を行われたい。

三箇 3 丁目要望事項

1. 道路関係
 - (1)三箇 3 丁目地内道路のうち、平成 26 年度に市との協議を終えた路線について、順次舗装改良工事を行われたい。
 - (2)三箇 3 丁目 2 番 16 号先にグレーチング蓋を設置されたい。
 - (3)三箇小学校正門北側、日の出自動車とケアパートナー大東との間の道路について児童の登下校時の通行規制の実施をされたい。
 - (4)三箇 3 丁目 6 番先、メゾン山口 2 番館東側旧水路にある車止めポールを取り替えされたい。
2. 市道住道四の宮線緩衝地利用
消防団第 11 分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用できるよう、大阪府と協議されたい。
3. 市道住道四の宮線緩衝緑地花壇フェンスの改良
花壇フェンスを更新されたい。
4. 上三箇第 4 児童遊園の出入り口に扉を設置されたい。

三箇 4 丁目要望事項

1. 三箇 4 丁目、三箇 5 丁目町区域界の旧水路の舗装
 - (1)三箇 4 丁目、三箇 5 丁目町区域界の旧水路について、現状の自転車歩行者専用通路として舗装新設を行われたい。
2. 三箇第 2 公園の改良
 - (1)大東市公園条例第 8 条に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に適合した便所に早期に改良されたい。
 - (2)周辺家屋への迷惑防止用植栽の補植をされたい。
3. 三箇第 3 公園の改良
 - (1)大東市公園条例第 8 条に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に適合した便所に早期に改良されたい。
 - (2)動物スプリング遊具を設置されたい。
4. 市道の舗装改良
 - (1)市道の舗装改良計画を策定し、平成 27 年度から計画的に工事を施行されたい。
5. 転落防止柵の設置
 - (1)三箇第 2 公園東側の水路に転落防止柵（2 箇所）を設置されたい。
 - (2)葬儀会館「やすらぎホール」の北側交差点以東の水路に鉄板蓋を設置されたい。
 - (3)三箇第 3 公園北西角道路側溝に鉄板蓋を設置されたい。

6. 迷惑駐車対策の実施

- (1)三箇第2公園南東側道路の迷惑駐車対策を行われたい。

三箇5丁目要望事項

1. 寝屋川右岸五軒堀新橋西側のポンプ場から南に延びる水路改修について
(1)この区間に車の駐車が多く、取り締まりまたは駐車禁止看板を設置されたい。
2. 市道三箇32号線から市道住道四の宮線に自転車が出る時、急な坂のため、車の通行も多く危険である。勾配を緩やかに道路の舗装補修とカーブミラーの設置を実施されたい。
3. 上三箇第1児童遊園の改良
雨水排水対策を行われたい。

三箇6丁目全般

1. 三箇6丁目の舗装改良
市道の舗装改良計画を策定し、平成27年度から計画的に工事を施行されたい。
2. 三箇児童遊園の改良
(1)腐食している児童遊園南側水路の鉄板蓋を更新されたい。
(2)動物スプリング遊具を設置されたい。
3. 三箇第1公園トイレの改良
(1)トイレ土間の排水設備を改良されたい。
(2)出入り口付近の土砂流出対策を行われたい。

三箇6丁目南要望事項

1. 三箇6丁目5番の下水用マンホールが陥没しているため、路面と面一になるよう補修されたい。(走行車両による騒音と振動が激しい)
2. 6丁目2番18号前の道路側溝の排水ができない。側溝の改修を実施されたい。